

相模原市簡易水道指定給水装置工事事業者の皆様へ

～各種届出等について～

(1) 指定事項変更届、給水装置工事主任技術者選任・解任届

氏名又は名称、住所等の指定事項に変更があった場合は、**変更のあった日から 30 日以内**に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」及び下表の添付書類を添えて提出してください。

また、給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任する場合は、**当該事由が発生した日から 2 週間以内**に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」及び免状又は主任技術者証の写し（解任の場合は不要）を提出してください。

【添付書類】

届出の種類		指定事項 変更届出書	事業者証 書換え申請書	住民票 (※1) (※2)	登記事項 証明書 (※2)	定款の 写し	誓約書	現指定証	免状又は 主任技術者証 の写し
指定 事項 変更	氏名又は名称	個人	○	○				○	
		法人	○	○		○	○	○	
	住所	個人	○	○	○			○	
		法人	○	○		○	○	○	
	代表者	法人	○	○		○	○	○	
	役員	法人	○			○	○		
	主任技術者の氏名 又は免状の交付番号		○						

(※1) 相模原市内に住民登録がある場合は提出不要

(※2) 発行日から 3 か月以内の原本

(2) 事業の廃止、休止又は再開する場合

廃業や合併による消滅等があった時は、「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」を提出してください。廃止・休止の場合は、指定給水装置工事事業者証を返却してください。

・廃止、休止…**当該日から 30 日以内** ・再開…**当該日から 10 日以内**

(3) 指定給水装置工事事業者証の再交付

紛失やき損等により指定給水装置工事事業者証の再交付を受けたい時は、「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」を提出してください（き損の場合は当該指定証も添付してください）。なお、再交付にあたり手数料として 2,000 円をご負担いただきます。

お問い合わせ・提出先窓口

相模原市 津久井下水道事務所簡易水道班 TEL 042 (687) 5504
〒252-5152 相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所 3 階

※届出は郵送又は窓口にて受け付けています。
※各種届出書は相模原市 HP からダウンロード可能です。